

環境社会配慮助言委員会 第108回 全体会合

日時 2019年12月2日（月） 14:00～16:12

場所 JICA本部 111・112会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）環境社会配慮専門家
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
福田 千尋	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 企画役
岩谷 允六有	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課
折田 朋美	企画部 参事役
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

午後2時00分開会

○小島 皆様、足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。審査部の小島と申します。今日はどうぞよろしく申し上げます。

ただいまよりJICAの環境配慮助言委員会108回目の会合を始めたいと思います。

毎回で恐縮なんですけれども、マイクの使用時の注意点について説明させていただきます。逐語録を作成しております関係で、発言される際には必ずマイクを使用して発言いただくようお願いいたします。発言の際にはマイクをオンにして、発言が終わりましたらオフにしてください。マイクは三・四人に1本程度を用意しておりますので、恐れ入りますが、適宜、マイクを回してご協力いただければ幸いです。

今日、オブザーバーの方はおられますかね。特におられないようなので、その説明は省かせていただきますが、設置要項においては、オブザーバーの方々が発言される場合には、議事進行役の判断で発言していただくということになっております。どうぞよろしく申し上げます。

では、原嶋委員長、どうぞよろしく申し上げます。

○原嶋委員長 それでは、第108回の全体会合を始めさせていただきたいと存じます。

早速ですけれども、ワーキンググループのスケジュールの確認ということで、もう一度、事務局、よろしく申し上げます。

○小島 今日が12月2日で108回目の全体会合があります。1月10日金曜日になりますけれども、109回の全体会合が予定されております。場所はここでございます。1月17日にワーキンググループが211、そして、その後、ほぼ1週間ごとに1月20日、24日、27日、31日というふうに予定されています。紙に書いてあるとおり、担当委員の方々が割り振りさせていただきましたので、どうぞよろしく申し上げます。

○原嶋委員長 あと、日程の確認をお願いします。

○小島 2月の分も割り振りしましたので、ご都合を教えてくださいと思います。

○原嶋委員長 あと、2月25日は若干不規則になっているようですので、事情を説明していただいたほうがよろしいかと思っておりますけれども。

○小島 24日は天皇誕生日により祝日となっているため、25日火曜日にワーキンググループを開催というふうになっています。お願いします。

○原嶋委員長 では、日程のご都合がございましたら挙手をお願いしたいと存じますけれども。

○長谷川委員 2月の予定なんです、私のが2月17日になっておるんですが、できれば2月10日に変更していただければありがたいんです。

○小島 よろしいですかね、それで。

○原嶋委員長 ほかにはございますでしょうか。

○木口委員 21日になっております木口ですが、17日にお願いできればと思います。

○米田副委員長 28日に予定が入っています米田ですが、そうしましたら21日に変更をお願いいたします。

○林副委員長 林ですが、2月21日なんですけれども、これは25日でもいいですか。

○小島 大丈夫でございます。

○原嶋委員長 あと、25日は改めて、ここで可能な方には挙手いただきたいということだと思

ますので、可能な方、差し支えなければ、今、林先生からお一人いただいていますけれども、ございましたら。

○小島 作本先生、ありがとうございます。

○原嶋委員長 あと、ほかはございますでしょうか。

私も可能なので、一応、入れておいてください。

ほかはございますでしょうか。

○小島 では、25日は原嶋先生、林先生、それと作本先生ということでよろしいですかね。

○原嶋委員長 あと、欠席されている方に確認していただいて、お願いしてみてください。

○小島 ありがとうございます。

○原嶋委員長 よろしいでしょうか。とりあえず、もし何かございましたら後日でも結構ですので、事務局といいますか、審査部のほうにご連絡いただければと思います。事務局のほうの確認も大丈夫ですね。

○小島 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、早速、3番目のワーキンググループの会合報告及び助言文書の確定ということで、今日は1件ございまして、ブラジルの持続可能な林産業支援事業ということで、林副委員長にお願いしておりますので、お願いします。

○林副委員長 本件は11月18日にワーキングが開催されまして、木口委員、柴田委員、原嶋委員長、村山委員、私ということで議論させていただきました。合計62件の意見が出ております。これは海外投融资案件ということで、クラビン社というブラジルの企業、それに対する融資というようなことなんですけれども、今回はフェーズⅡということで、フェーズⅠのときにIDB Investのほうから融資が一部出ているという案件の拡張ということになっています。

製紙・パルプ工場の生産能力の増強というようなものでございまして、表題に持続可能な林産業支援事業というふうに名前がついているんですが、使う木材をFSC認証、もしくはそれと同等のものを全て調達して使うというような方針を掲げているというものでして、今回の融資については製紙・パルプ工場の生産能力増強ということで、見本というか、少しリーディングカンパニー的なニュアンスがあるということで融資されているというふうに聞いております。

助言につきましては、助言全体として5つ挙げられてございます。

まず、全体事項ということで、本事業が持続可能な林産業に寄与する理由を詳述することということで、表題にも持続可能な林産業ということの記載があるので、もう少し見えるように詳述するというようなことが指摘されております。

それから、2番目として、全体としてPUMA1（既存工場）の環境管理計画の実績及び累積的影響評価結果を本事業に生かすように実施主体に働きかけることということで、フェーズⅠとフェーズⅡで、フェーズⅠのときにフルのEIAをやっている、フェーズⅡのところでは簡易度というような位置づけになっているので、フェーズⅠの知見を生かすようにということをお助言としております。

3番目が代替案ということで、本事業における環境負荷低減設備の投入と生産能力の強化が二酸化炭素排出量の変化に与える影響を定量的に確認することとなっております。これについては、提出されたEIAの数値の確認を含めて、二酸化炭素排出量に対する効果があるということをお助言としております。

にデータとして把握してほしいというようなことでございます。

それから、スコーピング・マトリックス、4番目ですけれども、木材調達に係る方針の履行状況をモニタリングすることを確認することということです。これは持続可能な林産業ということで、木材調達でFSCもしくは同等なものというのが継続的に調達されるということを引きちっとモニタリングするというようなことの指摘がされております。

助言の5番目、環境配慮、社会配慮ですけれども、EIAに記載されていなかった本事業による流量増加に伴う影響（大気質、騒音・振動、交通安全）及び沈砂地設置を評価し、影響が想定される場合の緩和策を審査において確認すること、また、EIAに定量的な評価が記載されていなかった項目（水質、騒音・振動）について、評価の妥当性を確認することということで、EIAに欠けているような項目についてきちっと評価して、妥当性を確認してほしいということでございます。

助言はこの5つでして、論点として一つ出されております。これについては、民間事業に対してJICAが事業として支援する理由について質問がなされたという、この辺は結構いろいろ議論があったところではあるんですけれども、これに対してJICAから、開発効果、事業達成の見込み、民間商業銀行のみでは事業実施が困難であることなどを勘案しつつ、支援を検討していくというような状況の説明がなされたというところでございます。これが論点ということでございます。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご参加いただいた委員、ほかの委員の方からご発言がございましたら、まず、頂戴したいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、全体にわたりまして何かご意見がございましたら頂戴したいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○米田副委員長 細かなことなんですが、確認させてください。最初のページの配付資料のところの1番、EIAで1番最後に環境レビューまでついているんですけれども、EIAのタイトルに環境レビューまでついていたんでしょうか。

○原嶋委員長 これは1)のところのEIAの後ですね。ブラジル国持続可能な林産業支援事業（海外投融資）環境レビューとありますけれども、ここで環境レビューというのは、もとはたしか英語の、これがそれをしっかりと反映しているかどうか、要はぴったりではないんじゃないかということなんですが。

○多田 そのとおりだと思いますので修正します。

○原嶋委員長 これは修正するというのでよろしいですか。たしか原文は英語でしたよね。

○多田 原文は英語ですので、それに沿った記述に修正させていただきます。

○原嶋委員長 要は、この事業はJICAの側で調査団を組んでいるわけではなくて、相手国側でEIAを行っていただいたものを受け入れている形で、そのEIAの本文を指しているということでもよろしかったですね。

○多田 そのとおりです。失礼しました。

○原嶋委員長 適当ではないので直しておいてください。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、コメントがなければ、この助言文で確定させていただきたいと存じま

すけれども、よろしいでしょうか。それでは、これで確定させていただきます。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして4番目になりますけれども、環境レビュー方針の報告ということで、ミャンマー国東西経済回廊整備事業でございますけれども、準備は整っていらっしゃいますか。もし整っていらっしゃればですけれども。

○加藤 呼びます。

○原嶋委員長 そうですか。どうでしょうか。その次に移りましょうか。それとも少しお待ちしましょうか。では、ちょっとお待ちするということでよろしいでしょうか。お待ちください。

○小島 ちょっとお待ちください。

○原嶋委員長 それでは、ご担当の方がいらっしゃいましたので、改めてミャンマー国東西経済回廊整備事業に関する環境レビュー方針の報告でございます。

○福田 それでは、東南アジア四課の福田と申します。ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）の環境レビュー方針についてご説明させていただきます。ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズⅡ）につきましては、お手元の中で助言対応のリストと、あと、環境レビュー方針のほうがあると思いますが、助言対応のリストのほうは環境レビュー方針のリストの中でも触れておりますので、環境レビュー方針のほうに基づいてご説明させていただきます。

特に追加確認事項は特になしというふうに記載しているところにつきましては、本日のご説明では省略させていただいて、まず、2ページ目の3)の環境社会許認可のところにつきましては、追加の今後の確認事項としましては、山側で環境許認可が取得されていることを確認し、EIAやRAP、協力準備調査ドラフトファイナルレポートとともにJICAウェブサイト上で公開していくとともに、もし環境許認可取得時に付帯事項があるようであれば、誰がいつまでに対応を行うのかということをもMOC、山側の建設省と確認して合意をしたいというふうに考えております。

次の3ページ目のほうに移っていただきまして、6)番目の環境管理計画（EMP）、環境モニタリング計画（EMoP）、モニタリングフォームにつきましては、今後、確認する事項としましてはADB区間のモニタリング結果のJICAへの共有方法について、ミャンマーの建設省に加えてADBと調整して合意したいというふうに考えております。

その下の7)の実施体制のところにつきましては、PMUというのはプロジェクトマネジメントユニット、下のところの環境面のところに日本語を書いています、プロジェクト実施部門（PMU）の枠組みについて、どういうふうにするかということについてミャンマー側の建設省と確認して、合意したいというふうに考えております。

4ページ目の8)の情報公開のほうに移っていただき、若干、先ほどの説明と重なる部分もあるんですが、まず、JICA区間（橋梁部分）の社会モニタリング結果のJICAホームページ上及びミャンマー国内での公開方針について、ミャンマー建設省と確認して合意したいと考えております。加えて、ADB区間（道路部分）につきましても、EIA及びRAPのモニタリングレポートのミャンマー国内での公開方針についてミャンマー建設省に確認したいと考えております。

若干、補足しますと左側のADBの部分をご覧いただければと思いますが、ADBのほうではADBのホームページ上で公開されることについては確認済みなんですが、ADBのほうでは特にミャンマー国内で公開するか否かというのは要件にはなっておりませんので、この点について確認する

という趣旨でございます。

三つ目の環境許認可取得後に、EIA及びRAP、これについてはJICA、ADB双方、JICAの協力準備調査ドラフトファイナルレポート、JICAのホームページ上で公開することについてミャンマーの建設省と合意したいというふうを考えております。

5ページ目に移っていただいて廃棄物のところですが、こちらにつきましては道路部分についてWaterと書かれていますが、Waste Management Plan案が作成され次第、JICAに共有するようにADBと合意したいというふうを考えております。

7ページ目に移っていただきまして1) 保護区のところ、こちらにつきましては助言の一つ目のところで、IBA/KBAを通過する本事業に関し、事業対象地はJICAガイドライン上の重要な自然生息地には該当しないとJICAは判断し、また、ミャンマー国政府の保護対象地域ではないとのことだが、IBA/KBAが国際的に重要な生息地と評価されていることに鑑み、自然環境への影響の最小化に努めるよう、実施機関に申し入れることという助言をいただいておりますので、これに基づきまして、上のところですが、その重要性についてミャンマー建設省に十分に説明した上で、影響の最小化を図るために例えば工事中の汚濁水を抑える鋼管矢板井筒工法の適用ですとか、あるいは鳥類の衝突防止ポールを設置するですとか、あるいは生態系に影響を与えにくいLED handrail lightの使用等々の緩和策を実施すること、加えて、特別生態系モニタリングを含む適切なモニタリングを実施することについて、ミャンマー建設省と合意したいというふうを考えております。

その下の生態系のところにつきましては、助言を二ついただいております、一つ目はADBの文献調査で生息の可能性が示唆されている貴重種に関して、本事業前後に予定されている生態系特別モニタリング調査の実施により影響があるかを確認し、問題がある場合は適切な対策を講じることをファイナルレポートに記載することという助言をいただいておりますので、その旨をミャンマーの建設省と合意したいというふうを考えております。

助言3につきましては、分布や回遊状況、生活史が明らかな魚種が少ない現状を踏まえ、生態系特別モニタリングの中で、可能な範囲で稚魚・幼魚の生息域について確認する旨をファイナルレポートに記載することという助言をいただいておりますので、こちらについても特別生態系モニタリングの中で、その調査範囲において、その調査範囲と申しますのは事業の実施位置から上流2キロ、下流7キロ程度なんです、稚魚・幼魚の生息域の確認を含めることをミャンマー側と合意して、また、ファイナルレポートにも記載したいというふうを考えております。

8ページ目、9ページ目にまたぐところのカットオフデートにつきましては、JICAの区間はカットオフデート宣言済みなんです、ADBの部分は詳細設計段階で宣言予定ということになっておりますので、ミャンマー建設省及びADBに対してADB区間におけるカットオフデートまでの期間における流入対策について、確認を行いたいというふう考えております。

補償方針につきましては、1点、橋梁部分も含めた生計回復支援について、橋梁部分と隣接する道路部分の生計回復支援をADBが行うということもあって、ADBが橋梁部分も含めて全体の生計回復支援を行ったほうがいいのではないかという話をしておりますので、こちらについてADB及びミャンマー建設省と調整を行って方針について合意したいというふう考えております。

それで、10ページ目の苦情処理メカニズムにつきましては、こちら助言をいただいております

して、苦情処理メカニズムが適切に機能するように以下の2点を実施機関に申し入れ、ファイナルレポートに記載すること。1点目が苦情処理委員会のメンバーにADBの苦情処理メカニズムのように、女性団体や地域からの代表者の女性が複数含まれること、その設置についてはコンサルテーション等のさまざまな機会を通して、漁業従事者を含めた多様なステークホルダーへ積極的に周知することという助言をいただいておりますので、いただいた2点についてミャンマー建設省に申し入れて、その旨をファイナルレポートにも記載したいというふうに考えております。

1点目は複数の女性代表者が苦情処理委員会のメンバーに含められること、もう1点はそのような設置されることについて、コンサルテーション等のさまざまな機会を通して、漁業従事者を含めた多様なステークホルダーへ積極的に周知されることについてミャンマー建設省へ申し入れて、その旨をファイナルレポートに記載したいというふうに考えております。

JICAからの説明は以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本件の今のご報告に関してご発言、ご質問がございましたら挙手をお願いしたいと存じますけれども、とりわけこのワーキンググループにご参加いただいた作本委員、木口委員、錦澤委員、織田委員、さらにこの件については日比委員からもいろいろご意見を頂戴しておりますので、もしご発言がございましたらよろしくお願ひします。

○日比委員 日比でございます。

この件は前回に問題を提起させていただいて、前回は欠席してしまったので、その中でご討議いただき、全体会合の皆様には感謝いたします。

基本的には前回で書いていただいた所見を受けて、ご対応していただけるという理解をしております。ただ、2点ばかり質問というか、お聞きしたいことがあります。一つは特に焦点になった助言1なんですけれども、このレビューの中で追加確認事項、特に保護区のところでこれに対応されると。これは区分けの問題かもしれないんですけれども、本来、特にIBA/KBAというのが議論になったのは、保護区かどうかということではなくて、重要な生態系であるかどうかという点だったので、保護区という区分けの中で対応しているのが若干違和感があるかなというふうに思っておりますというのが1点です。

それから、2点目、生態系のほうでいろんな調査もしたり、確認もしたりということに記載していただいて、結果、諸々の貴重種、絶滅危惧種の生息は確認できなかったということが書かれていまして、それ自体はもちろん調査の際にできないということがあり得ると思うんですけれども、ただ、生息が確認できないのと生息地であるかなしやというのは多分別の問題かなというふうに思うんですけれども、この中で生息が確認できず、また、著しい影響は生じないというふうに書かれているんですけれども、なぜ生息は確認できていないんだけれども、影響は生じないと判断できるのだろうかという点が疑問点としてございます。教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 では、今の2点のご回答をお願いします。

○岩谷 一つ目の保護区か、生態系かというところの部分に関しましては、一つは生態系の中に含めるべき事象なのかもしれませんので、そちらのところは生態系のほうに含める方針でいきたいのかなと思います。

二つ目の生態系で生息地に当たらないということも、一応、外部有識者の方に意見をいただきながら、どういう生息地がこういった重要な希少種の生息に当たるのかということも確認しながら、実際のプロジェクトの地域はどういう場所なのかということも確認しながら調査を行っていますので、重要な生息地に当たらないということは確認しております。ただし、基本的には普段やらない詳細設計段階での個別生態系モニタリングのような形で、今後もしっかりとモニタリングを実施していくことで対応していきたいと考えております。

○日比委員 ありがとうございます。

調査をしっかりとされているというところ自体は、もちろん、そこに異議を挟むつもりはないんですけども、生息地でないと言い切るのはかなりのことだなと。しかも、もともと、そういう報告がない場所ということではなくて、いろいろ、ほかの調査とか、それこそIBA/KBAなんかで生息地であるという評価もある中で生息地でないというのは、多分、すごいことをおっしゃっているというのを認識されているのだからと。生息地でないということを証明するのはかなり大変なことだと思うんですね。かなり継続的な調査とかも、ましてや、そこが生息地であるという評価もある中でしていくというのはすごく大変なことなので、重要な生息地でないと言い切っちゃっていいのかなというのが非常に心配なところですよ。

○原嶋委員長 確認ですけれども、貴重種の生息は確認できないと書いてあって、貴重種の生息地ではないとは書いてないんです。重要な生息地ではないというふうに書いてある。

○日比委員 今、ご説明ではそのようにおっしゃったので。

○原嶋委員長 そこはもう1度、確認していただきたいんですけども、いわゆる議論になっている貴重種が今回の調査では確認できなかったということと、今回、議論になっている貴重種の生息地ではないということと、重要な生息地ではないということは別ですので、文章が若干混乱しているということで、多分、私も聞き漏らしたんですけども、説明が混乱していたと思うんですけども、その辺の理解は確認していただきたいんですけども。

○岩谷 重要な生息地でないという断言することはできないんですけども、JICAガイドラインをもとにして重要な生息地はどういうものかというものを判断した場合に、JICAガイドライン上の重要な生息地ではないと判断しております。

○日比委員 これをやり出すと、また、この間の議論になってしまうので。

○原嶋委員長 では、確認させていただきますと、整理させていただきますと、議論になっている貴重種、今回の調査では貴重種は確認できなかった、それをもとに貴重種は生息しないと判断されている、それを根拠にJICAガイドライン上の重要な生息地というカテゴリには含まれないと判断されていると、そういうことでよろしいですか。

○岩谷 そのとおりです。

○日比委員 前回の全体会合に意見として出させていただいたほうに書かせていただいたんですけども、例えば事業対象地の一部がKBAを通過することは多分、認識していただいていると思うんです。KBAというのは、JICAでいうところの重要な生息地、生態系、生息地と同義ではないかもしれないですけども、KBAとしてのいろんなカテゴリがあって、少なくともJICAガイドライン、あるいはその運用のFAQで定めているよりも今後、若干、あやふやな言い方になるんですが、論理的には厳しいクライテリアに基づいて評価されているので、より厳しい評価をしている

KBAが重要な生態系であるとしているところをJICAガイドライン上ではそうではないというのは、少なくとも論理的にはおかしいなど。

実際に現地はどうだということを調べた結果、確認できなかったというのはわかるんですけども、ただ、生息が確認できないのと生息していないというのは違うことなので、その調査をもつてのみしてJICA上の重要な生息地ではないんだと言い切れるのかというと、言い切れないんじゃないですかということをおし上げております。

○原嶋委員長 今回の論点についてほかのご意見がございましたら、まず、頂戴したいと思いますけれども。

○小椋委員 騒音について教えてほしいんですけども、騒音基準というのはミャンマー国において日本のようないわゆる環境基準とか、受認限度で例えば70デシベルダウンと決められているんですか。この文面だけでは、土地利用に沿って騒音基準を定めておりということが読めなかったものですから、JICAガイドラインはたしかその国の環境基準みたいなことで受認限度を決めていたような記憶があるんですけども。

○岩谷 騒音に関しては、ミャンマー側で住居基準というものと、あともう一つ、商業基準というものの二つしか定められていないというのが今の現状で、そのうち、どちらに当たるかというのを判断してやっているという形です。

○小椋委員 それは国の基準と呼んでおられるということでもいいですね。

○岩谷 はい。

○小椋委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 先ほどの日比委員からの問題提起に関連して、多分、ご意見がある方もいらっしゃると思いますので、もしご発言がございましたらよろしくお願いします。

○鈴木委員 鈴木ですけども、さっきの貴重種として判断するかどうかというのは、書きぶりが結構主観的な言葉なんですよね。だから、著しい影響というのは誰にとって著しいのかということで、時としてはIUCNの基準を使って、それで時としてはJICAの基準で独自の判断をしていて、現場で調査していますというのが出てくると、判断基準が揺れているという気がするんですよね。だから、もうちょっとシンプルに書けないかという気がします。

それから、細かいことなんですけれども、鳥が橋梁にぶつかるということを心配されていらっしゃるんですけども、それは小鳥の仲間が計画中の橋にぶつかるから、ポールを立てたり、フェンスをつくったりするという理解でいいんでしょうか。私はあまりそういうことで防げるというのを聞いたことがなくて、橋への衝突を避けるときには、日本では旗みたいなのをつけるケースが多いと思いますけれども、そこを教えてください。

○岩谷 基本的には南部にラムサールサイトがあることもありまして、もしそういうラムサールサイトに飛来するような鳥類が橋梁の上を通るときに車とかと衝突するのを避けるために、鳥類防止ポールという白と赤のしましまのようなポールで、どこまで道路があるかというのがわかるように、遠くからでも鳥類が見たときにわかるようにというポールを立てることでなっています。

○鈴木委員 それは実績があるんですか。それで避けられるという実績はあるんでしょうか。私が言っているのは、そういう同じようなものに選挙ののぼりみたいなのを日本でつけていることが多い。だから、鳥の側からの視認性を高めるということですよ、どの橋に何があるかという

ことを。それはポールよりは面積が大きいもののほうが効果は高いというふうに思いますよ。

○岩谷 承知しました。詳細設計段階でこういったものが一番いいのかということももう1度しっかりと検討し直して、フラグがついたものというところもしっかりと検討するようにいたします。

○源氏田委員 源氏田です。

今の保護区の対策のところの例で挙げられている、生態系に影響を与えにくいLED handrail lightについて伺いたいのですが、これはどのようなもので、どうして生態系に影響を与えにくいとされているのか、教えていただけますでしょうか。

○岩谷 基本的には普通のライトよりも、まず、LEDライトのほうが虫とかを集めにくいという意味で、生体系には影響を与えにくいということになっています。LED handrail lightというところは、基本的には道路の低い位置に照明を与えることによって、高い位置からだと川の遠くまで照らすことになるんですけども、川の狭い範囲でしか光が届かないようにというところの影響緩和というところですよ。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかはよろしいでしょうか。

○木口委員 9ページ、4)の補償方針です。橋梁部分における生計回復支援についてもADBが対応できる可能性があるため、今後ADBと調整を行うということなんですが、ADBの何かテクニカルアシスタントのプロジェクトとして、これが行われるということになるのでしょうか。どういうスキームでやられるのか、教えていただければと思ったんですが。

○岩谷 補償方針自体はJICA、ADB、それぞれがつけることにはなるんですけども、補償方針であったり、生計回復手段という新しい生計回復手段でどういうことをやるかというプログラムとか自体がJICA、ADB間で違うということは不利益を生じさせかねませんので、ADBが一括してプロジェクトをつくるであったりとか、そういう実施の際に本当に一括してやるという、そういうところでADBと調整していくということになります。

○木口委員 ありがとうございます。

○作本委員 作本です。

今、保護区について随分議論が出たんですけども、今、日比委員がおっしゃられたところは重要な点で、今後とも生息地として認めるかどうか、そのあたりがあるかと。もう一つ、工事中には今のハンドレールとか、いろいろ手を尽くされるというふうに理解したんですけども、供用後にも自然の生態系を守るような手段を講じられるのでしょうか。というのは、ここでは建設省とのみ合意すると書いてありまして、その後は自然環境の役所と同時に合意を取りつけていないと、これは取っ払われて終わりということになりかねないんじゃないかという不安があるんですけど、いかがでしょうか。

○岩谷 供用した後のことなんですけれども、運営維持管理も常にMOCという建設省がずっと自分たちで行っていくことになっております。その中で建設省と今後、設置をずっとしていくことということ合意していかなければ、なかなか、厳しいのかなというところで建設省というふうに入れております。

○作本委員 それでしたら、建設省の監督のもとにモニタリング等の手段を通して継続的にこういうハンドレールがどれだけ効果があるのか、私はわかりませんが、そういうような手段

をできる限り講じていただきたいと思います。

○原嶋委員長 ほかにはございますでしょうか。

あと、先ほど日比委員からご指摘の点は前回でしたか、若干、議論がございましたけれども、若干、意見の違いがあるようでございまして、IBA/KBAに該当するということがほぼ自動的にJICAガイドライン上の重要な自然生息地に該当するという立場は、今、JICAではとっていないで、その状況を参考にしながら個別の調査で生息の有無を確認すると。今回の場合には、そこはまたもう1度、確認が必要でしょうけれども、生息が確認できなかったのが、重要な生息地には該当しないという判断をしたという経緯については、JICAの側からご説明を頂戴しております。今後、多分、またこの後に出てくるかもしれませんけれども、保護区ないし重要な生息地の解釈とか、取り扱いについてどう考えていくかということについては、継続して議論する場ないし機会を考えていきたいということですので、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日のご報告については、これで一旦締めくくりとさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

この後、若干長い時間を要するものがありますので、ここで一旦休憩させていただきたいということで10分ほど、55分に再開させていただくということでよろしいでしょうか。

午後2時44分休憩

午後2時54分再開

○原嶋委員長 それでは、再開させていただきたいと存じます。

その他ということになりますけれども、助言委員会によるJICA環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討についてということで、まず、事務局からご報告いただくということでよろしいでしょうか。

○折田 JICA企画部の折田と申します。改めましてよろしくお願いたします。今から、助言委員会の皆様に引き続きお願いしてまいります環境社会配慮ガイドラインの包括的な検討というものについてご説明いたします。

流れとしましては、包括的検討がどういったものかという枠組みをまずご説明して、取り進め方、想定されるテーマと論点（案）について、それから、実施方法、進め方・スケジュールと五つ項目を立てて説明させていただきたいと思っております。

まず、最初に枠組みですけれども、ご承知のとおり、JICA環境社会配慮ガイドラインの中の2項の10において、ガイドラインの施行後10年以内にレビュー結果に基づいて包括的検討を行うと明示的に定められています。それらの結果、必要に応じて改定を行う。つまり、レビュー結果に基づき包括的検討を行い、それらの結果、必要に応じて改定と、3段階に分かれていることがおわかりになると思います。ここに既に矢印でお示ししておりますけれども、2018年、昨年2月からレビューについては約2年近くかけて実施してまいりました。助言委員会におかれましても、その論点案については大変有用なご意見をたくさんいただいたところでございます。

これから今、ご説明しようとしているのが次の矢印の包括的検討で、来年1月の開始を予定しております。これまで2年間に渡って議論してきました論点案について、助言委員会においてさらに協議して助言をいただくというプロセスでございます。なお、そちらのほうを終了しましたとこ

ろで、今後はそれらの結果ということで改定の議論というものを、2020年度、来年4月以降の開始を予定していますが、多様なステークホルダーによる諮問委員会で検討していくということを考えてございます。

この包括的検討ですが、今、申し上げましたとおり、現行のガイドラインの運用状況や、JICAを取り巻く外部環境の変化といったレビュー調査を2年間行ってきましたが、それで明らかになった事項について、論点についてより深めて議論を行うということになっています。

諮問委員会につきましては、次のステップですが、包括的検討を踏まえて、今度、論点について集中的に議論して、ガイドライン改定案を審議、提言するというところで、現在のところの構成案についてはNGOから4名程度、学識経験者から4名程度、産業界から4名程度、政府関係者4名程度、これは10年前に環境社会配慮ガイドラインのほうを作成した際にも同様の構成で行われたものでございます。

包括的検討の取り進め方は、こちらにおいででの助言委員会の先生方から助言を得ながら、ガイドライン改定の論点（案）について背景、考え方など、包括的に議論をいただきたいと考えております。JICAからは各論点について、議論ポイントを出してワーキンググループにて議論の上、助言をとることを考えています。ワーキンググループの助言（案）は、全体会で確定することになっています。最終的にJICAのほうでは、包括的検討のプロセスで得た助言を諮問委員会のほうに提出することになります。

続きまして、想定されるテーマと論点につきまして、審査部のほうからご説明させていただきます。

○加藤 審査部環境社会配慮審査課の加藤です。想定されるテーマと論点についてご説明させていただきます。

この8つに大きく分けてございますけれども、これまで2年行ってまいりましたレビュー調査をもとに挙げられている論点を、このような8つのくくりで議論させていただきたいというふうに考えております。

具体的な内訳が次のスライドからでございます。最初の1番目の理念、気候変動の枠組みでは、ガイドラインでも冒頭のところに理念、目的、基本方針の記載がございますので、それらに関連して2010年のガイドライン制定後に策定されている新たな政策、例えば開発協力大綱や質の高いインフラの方針、また、SDGsの動き、パリ協定の動き、そういったものをどのように盛り込んでいくかというところを議論させていただきたいと思っております。また、パリ協定にも絡みまして、温室効果ガスに関する排出量の推計のあり方、もしくはそれを踏まえた代替案の検討といったところをどのように考えていくかといったところが、議論のポイントになると考えております。

2番目の対象事業、情報公開のところは、特に対象事業はガイドライン制定後、新しく導入された中小企業海外展開支援事業を中心とした民間連携事業や、また、Green Climate Fund等の受託事業、そういったものがありますので、それらを本ガイドラインのもとでどのように扱うか。そして、情報公開に関連しまして、協調融資の際のコモンアプローチという、協調融資する他機関の環境社会配慮プロセスに乗るといった考え方がありますけれども、このトピックは情報公開にも深くかかわりますので、便宜的にここに入れております。そして、その他、情報公開のタイミングと内容、また、モニタリング段階での情報公開、そういったところをこの二つ目の項目で議論

したいと考えております。

3番目、参照する国際基準、審査方法のところでございますが、本ガイドライン上「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」との記載が現行のガイドラインでもございますけれども、世界銀行のセーフガードポリシーがEnvironmental and Social Framework、ESFという形で新しく制定されていますので、それに照らしてJICAガイドラインにおける世界銀行のセーフガードポリシーの取り扱いを検討していくということになります。また、あわせてその中で、民間連携事業の場合の取り扱いも、民間連携事業における世界銀行グループでの協調融資先はIFCになりますが、ESFとは別のIFCのパフォーマンス・スタンダードとの兼ね合い、そういったところもスコープに入ってくると考えております。

そして、3番目のくくりでは、エンジニアリング・サービス借款、E/S借款についても言及がございます。本ガイドライン上、E/S借款については「E/S借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」というような規定がありますけれども、一方で、E/S借款供与中に環境社会配慮面での影響が発生するケースもございますので、そういったケースも踏まえて、どのようなガイドラインのあるべき姿があるかというところが論点になると思います。

そして、4番目の大きくくくりは環境社会影響評価、代替案の検討というところで、ここは主に世界銀行の新しいESFで求められているものと照らした議論、また、もう一つはゼロオプションという記載がございますが、これは日本の環境省で用いられている考え方がありますので、そういったものも踏まえて、どのように考えるかというものでございます。

そして、5番目の議論は人権、ステークホルダー協議ということで、本ガイドライン上も人権への配慮について言及してございますけれども、その対象の範囲、もしくはまた世界銀行のESFを踏まえたステークホルダーの人権に配慮した協議のあり方といったところが、論点になると考えております。

そして、次のページにまいりまして、6番目のくくり、労働、汚染管理、コミュニティという枠組みでございますけれども、これも世界銀行の新しいセーフガードポリシーを踏まえての検討、世界銀行のESFのもとでは「雇用と労働条件」、「効率的資源管理・汚染防止」、そして、「コミュニティの衛生と安全」という、それぞれ三つに分かれて新たなポリシーが掲げられておりますので、それに照らしたガイドラインのあり方の議論を想定しております。

そして7番目、自然生息地でございます。世界銀行のESFのもとでの第6項目に掲げられている「生物多様性」、そこでは世界銀行はリスク分類に沿った対応を導入しておりますが、そういったアプローチとの兼ね合いを本ガイドライン上でどう考えていくか。加えて、自然生息地と直接関係するものではありませんが、Financial Intermediaries、金融仲介機関経由の支援というものもJICAの支援において取り扱いが増えておりますので、その際の環境社会配慮フレームワークのあり方、そういったところを便宜上7番目のくくりを含めて議論の対象にする想定しております。

最後が8番目、住民移転と先住民族の項目でございます。一つは住民移転計画の作成の範囲、住民移転の規模をどのように勘案して住民移転計画作成の是非を判断するか、また、影響の内容として物理的移転、経済的移転、そういった性格に分かれて計画を作成する、そういったESFの内

容がありますので、そこにも照らしてJICAガイドラインをどうするかというところ。また、先住民への配慮のあり方について、特にFPICというものが、これまでの「Free, prior and informed consultation」から、「Free, prior and informed consent」と定義が変わっておりますが、そういったところも踏まえた検討というところでございます。そしてまた、無形文化遺産の取り扱いというのも新たに入ってきておりますので、ここも論点の一つに入れるという想定をしております。

以上でございます。

○折田 では、続きまして実施方法のほうをご説明させていただきます。今、ご説明を申し上げました8つのワーキンググループですが、テーマごとに開催で、メンバーにつきましては、今、こちらにおいでの方の現行の助言委員会の皆様から募集させていただきたいと考えております。逐語の議事録を作成して、ホームページで公開するというのも現行の助言委員会と同様の行い方となります。また、今想定している頻度としましては、1カ月に2回程度、そちらの個別のワーキンググループで助言案というものを作成していただきまして、翌月以降の全体会合の場で議論して助言を確定するという、そういうセットで行えればと考えています。

JICAにつきましては事務局として、レビュー調査結果自体に基づく改定に係る論点と、それからワーキンググループで出される議論ポイントを提示していくという形になります。

パワーポイントの最後のページですが、スケジュール感としましては、こちらの包括的検討についての説明、こちらが本日でございます。ワーキンググループの開催日、1回目と2回目については1月を現在考えていまして、あと、12月中に参加委員の募集というほうのプロセスにも入っていければと思っています。今のところ想定しているワーキンググループですが、1月17日と、それから、当初配付したものは1月24日と記載してあって、申し分けないのですが、こちらのほうは誤記でして、27日が正確なところですよ。2回目は1月27日を考えており、2月以降のワーキンググループ開催日は別途、ご連絡させていただきたいと存じます。

まず、パワーポイントを使ったご説明は以上でございます。

○古賀 審査部の古賀ですけれども、今、折田のほうからご説明した点で、1点、補足なんですけれども、1月中の包括ワーキングの日程なんですけれども、この全体会合の冒頭で日程確認させていただいたものには、包括検討のワーキングと表示しておりませんでしたけれども、1月17日と27日につきましては個別案件のワーキンググループは開催せずに別途、包括検討ワーキングを開催させていただきたいと考えております。日程と、それから、テーマについては別途、改めてお知らせさせていただき、参加いただく委員の方も募集させていただきたいと考えております。

続きまして、お手元に両面印刷の資料をお配りさせていただいております。そちらをご覧くださいんですけども、環境社会配慮ガイドラインに基づく包括的な検討にかかる共有事項（案）ということで作成しております。こちらは通常の助言委員会でも、助言委員会運営にかかる共有事項ということで、事務局の審査部と助言委員会の皆様で交わさせていただいておりますけれども、こちらの包括検討にかかるものに特化した共有事項ということでご理解いただければと思います。順番にご説明させていただきます。

まず、目的ですけれども、折田のほうからご説明したとおり、ガイドラインに基づきレビュー結果に基づく包括的な検討を行うというものでございます。この包括検討は、助言委員会の皆様と実施させていただきたく、本規定に基づく包括的検討を行います。JICAがガイドラインのレビ

ユーを通じて特定した論点について、包括的に協議・確認し、必要に応じて助言をいただくということが目的と考えております。

次の2. が正しいです。全体会合ですけれども、まず、日程の決定を行います。包括的な検討は、全体会合と論点案ごとの個別のワーキング、この二つで実施していきたいと考えております。JICAは事務局として、個別ワーキングの日程と議題案を提示させていただきます。

全体会合の議事進行は、通常どおり、助言委員会の委員長、不在の場合は副委員長にお願いしたいと考えております。

全体会合への報告、助言確定ですけれども、個別のワーキンググループで協議した結果を翌月以降の全体会合でJICAよりご説明いたします。また、個別ワーキング会合で助言案が作成された場合には、個別ワーキンググループの主査、こちらは後ほどご説明しますが、主査の方に助言案についてご報告いただくとともに、必要に応じてワーキング会合における協議結果についても補足説明をいただきます。その上で、全体会合で助言案について議論し、助言を確定していただくということを想定しております。

続きまして、個別のワーキング会合ですけれども、こちらは原則として月に2回程度開催したいと考えております。各個別のワーキング会合の開催日は、通常と同じように約1カ月前に開催通知という形でお知らせいたします。あわせて個別のワーキング会合にご参加いただく委員の方は、こちらは別途、事前に募集させていただきたいと思っております。委員の方々におかれましては、各ワーキングのテーマと、そのテーマに含まれる論点案をご覧いただきまして、ご関心のあるテーマの個別ワーキング会合にご参加いただきたいと考えております。助言委員以外の方から参加希望があった場合は、オブザーバーとしてご参加いただきます。ワーキング会合でも逐語議事録を作成し、ホームページで公開いたします。

次に、ワーキングの主査の選任ですけれども、各個別ワーキンググループでご参加いただく委員の中から主査を1名選任いたします。主査におかれましては、議事進行及び個別ワーキングにて提案された助言案の全体会合における報告を行っていただきます。

続きまして、ワーキングの事前準備ですけれども、こちらは個別案件のワーキングと基本的には同じ流れを想定しております。まず、事前配付資料をワーキングの原則14営業日前に送付させていただきます。そちらを受けて、質問やコメントをワーキング会合の7営業日前までに事務局宛てにお送りください。そちらを踏まえまして、事務局では質問、コメントに対する回答案を作成し、ワーキング会合の1営業日前にご参加委員の方に送付させていただきます。ワーキング当日は、事務局から事前コメントに対する回答を説明した上で協議を行います。

最後、個別ワーキング会合において助言案を作成する場ですけれども、個別ワーキングにご参加いただく委員の方は、これは助言を行うべきと判断する場合は主査にその旨を提案します。提案を踏まえて、会合に参加する委員の総意として助言を行うべきと判断された場合は、主査は個別ワーキング会合において助言案を協議し、取りまとめます。ワーキング会合後に主査は必要に応じてメール審議を行った上で、助言案の取りまとめを行うとともに、翌月の全体会合で助言案を説明いたします。全体会合において、助言委員は主査の報告を受けて助言案を確定いたします。

以上が共有事項の内容でございます。

ご参加いただく委員は別途、募集させていただき予定でおりまして、先ほど加藤からご説明したとおり、現状、8つのテーマを考えておりますので、8回のワーキングの日程をご連絡いたします。その中でご自身のご関心に応じて、ご参加いただく日程を決めていただければと思っております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

幾つかの話が入っておりますので、一つは進め方の問題と、あと、論点の中身、構成の問題と、この二つに分けてご意見を頂戴したいと思います。冒頭に確認したいのは、ガイドラインの冊子の10ページに今回の流れの根拠になっているところがございますので、そこを前提にさせていただきながら、2点、事務局に確認したいのは、一つはレビューは終わったということでもよろしいわけですね。その上で包括的検討を行うとありますが、包括的検討を行うのは、主語はJICAですよ。何かというと、共有事項の4行目ぐらいに、助言委員会は包括的検討を行うと書いてあるんですけども、助言委員会の立場はJICAが行う包括的な検討に助言するのか、助言委員会が包括的検討を行うのか、その辺の整理をしていただきたいというのが1点。

2点目はワーキンググループを開催するということですが、その材料になるのはレビューの報告でしっかりしたものがあつたと思うんですけども、それと、それに加えて新しく議論ポイントという資料が出てくるようなんですけれども、その関係というか、それはどういう関係なのか、議論ポイントというもののイメージが湧かないので、まず、冒頭にご説明していただけませんか。

○古賀 ありがとうございます。

まず、1点目ですけれども、ご指摘のとおり、主語はJICAでございますので、こちらの共有事項の書きぶりは、すみません、訂正させていただきたいと思っております。

2点目の議論ポイントなんですけれども、まず、おっしゃっていただいたとおり、JICAで行いましたレビュー調査結果がございますので、こちらと論点について改めてJICAで説明させていただく予定です。それと、議論ポイントは論点についてもう少し検討を深掘りするための視点といいますか、例えばある論点について、これを導入した場合のプロコンはどうかとか、例えばですけれども、そういった視点をJICAから提示しまして、それを一つの足がかりに議論するといったことをイメージしております。

○原嶋委員長 まず、進め方についていろいろご意見があると思っておりますので、順次、挙手をお願いしたいと思います。どうぞ。

○源氏田委員 まず、最初にワーキンググループのスケジュールについて確認させていただきたいのですが、毎月2回程度開催するということなんですけども、助言はいつまでにまとめればよろしいのでしょうかということを教えてください。1番最初のほうの説明で、諮問委員会を来年4月から始めるというふうに伺いましたので、そうすると、3月末ぐらいまでには助言をまとめなければいけないのかなと考えているのですが、そこら辺はいつまでなのか、教えてください。

○古賀 ありがとうございます。

4月と申しましたが、あくまでこれは目安でございますので、諮問委員会をいつからということで具体的な日付があるわけではございません。なので、助言につきましても、基本的にはワーキングを開催した翌月以降の全体会で、それぞれのワーキングで出た助言案を確定していくとい

うイメージであります。

○源氏田委員 そうすると、最終的には助言案はいつまでにまとめなければいけないのか、終わりは決まっていないのでしょうか。

○古賀 ありがとうございます。

最速で考えますと、全部で8回のワーキンググループを実施したとしますと、7回目、8回目が、1、2、3、4なので4月中になります。ですので、1番早くて5月の全体会合ということになるかと思えます。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○林副委員長 確認なんですけれども、助言の位置づけというんですか、助言されたものについては改定の中で必ず取り扱う事項だとか、助言と回答の位置づけというか、その辺を教えてくださいなと思っています。

○折田 8つの論点について、それぞれいただいた助言を諮問委員会のほうに提出するという形になっております。

○林副委員長 ということは、助言以外のものが諮問委員会に提出されるときは、回答書みたいな形でされるということ。

○古賀 ありがとうございます。

基本的には諮問委員会に提出するものは助言と考えております。それ以外にJICAからお送りする事前資料に対して、質問、コメントをいただくものについては、もちろん、ワーキングの当日までにJICAから回答は差し上げたいと考えております。

○村山委員 まず、テーマと論点番号、論点というのがあるのですが、これは今回、初めて提示されるものでしょうか。論点についてはある程度、理解はできるのですが、テーマの区分はこれでいいのかなというようなどころもあるので、その点についてまず教えてください。それから、ワーキングを開いて全体会合という通常の事業に対する進め方と似たような方向だと思えますが、一つのテーマについて何回ぐらい開くかどうかというのは、先ほどのご質問と関連して特に決まっていらないという理解でよろしいのでしょうか。例えばテーマ1については4回やるとか、ほかのテーマについては6回やるとか、それから、必要に応じて助言を出すということなので、場合によっては助言がないテーマもあり得ると、そういう理解でよろしいのかどうかということです。

○古賀 ありがとうございます。

1点目の論点とテーマなんですけれども、こちらでお示ししている論点は、これまでレビュー調査で導き出されたものが全てこちらに載っておりますので、恐らくこれまでも助言を皆様にもご覧いただいてきているものかと思えます。幾つかの論点をテーマということで分けさせていただいておりますが、これは議論の便宜上、ある程度、関連性のある論点は同じテーマで議論したほうがやりやすいのではないかと便宜上のものですので、必ずしもやや不正確なところはあるかもしれないですけれども、こちらで進められたらどうかというふうに考えております。

一つのテーマについてのワーキングの開催回数も、厳密に決めているものではございませんけれども、1テーマにつき1回ということで想定しております。

最後の点、助言がないものも場合によっては、そういった論点も出てくるかと想定しております。

○原嶋委員長 ほか、主に進め方について、論点についてはまたいろいろあると思いますけれども、まず、進め方について何かありましたら。

はっきりしないのは、この助言はJICAに対する助言ですよ。もう一つは、JICAに対して助言したものが諮問委員会でどう扱われるのか、そこがはっきりしないんですけれども、先ほどの説明だと諮問委員会に助言するみたいな、そんなようなニュアンスも聞こえたんですけれども、私のほうはとりあえずJICAに助言すると。その助言したものは改定委員会でどう扱われるのは、簡単にいうと一つのただの資料になっておしまいなのかとか、そのあたりは何か見込みといいますか、お考えがあれば教えてください。

○折田 ありがとうございます。

諮問委員会自体は、先ほどメンバーの構成については少し言及いたしましたけれども、細かい進め方についてはまだ検討の途中ですので、諮問委員会に提出するところまでは間違いないのですが、その持つ意味だとかというのは、これからきちっと書き起こしていこうと思っております。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○小椋委員 ご説明ですと、今、8のワーキンググループが組成されようとしているということの理解でいいと思うんですけれども、そのワーキンググループというのは同時に並行で進んでいく、あるいは1から順に日を追ってやるという理解でいいんですか。

○古賀 ありがとうございます。

同時並行ではなく、テーマ1から順番に開催していくと考えております。

○原嶋委員長 ほかは。どうぞ。

○木口委員 木口です。

進め方についてですが、ご関心があるテーマ、委員の皆さんはそれぞれ違うと思うんですが、どちらかという委員の方の日程を調整して、該当するワーキンググループを設置するというのが丁寧なやり方かと思うんですが、そういう可能性はないのでしょうか。

○原嶋委員長 断定的なことは、今は言えないんでしょうけれども、少し調整していただく可能性は残しておいていただきたいということですね。確かに全部かつちりというわけにはなかなかいかないと思いますけれども、組み合わせを変えていただくとか、順番を変えていただくとかという余地は残しておいていただけるといい。

○折田 できる限り調整する方向で検討してみたいと思います。

○作本委員 今のご質問ともかかわるんですが、一人で一つのワーキングに参加していたら、ほかには出られないというような、そういうことがないようにできれば恐らく皆さん、複数の項目に関心があるかと思しますので、ダブることがないように日程調整、そのところはお願いしたいと思います。

○木口委員 それから、1回の参加の人数は限られるんでしょうか。

○古賀 今のところ、参加人数の上限を設けるといようなことは考えておりません。

○木口委員 ありがとうございます。

○長谷川委員 助言の対象なんですけれども、論点等で提供してくれるということなんです、かなりJICAさんとしては、こういうふうな改定をしたいというかなり煮詰まったところの改定案を示して、それに対して我々は助言するのか、まだ、よくわからない、いろんな案だけをぱんと

提出するものもあるのか、どの辺の熟度のものを我々は見るとでしょうか。

○古賀 ありがとうございます。

ガイドラインにありますとおり、レビューをして包括検討を行って、その結果、改定の議論をすることになりますので、まだ、改定案というのはございません。ですので、改定案とつくとしたら、どういう視点が必要かというところの議論をさせていただくということでございます。

○原嶋委員長 もっと端的に聞いてしまいますけれども、論点は挙げられますけれども、それに改定したほうが良いという助言が出る場合もあるわけですよね。あるいは、ここは改定する必要はないという助言が出るかもしれませんけれども、そのぐらいはっきりした助言も想定されているんですか。

○古賀 助言がそう出るということは想定されるかと思えます。

○原嶋委員長 今は進め方ですけども、よろしいですか。どうぞ。

○鈴木委員 よくわからないんですけども、論点が全部で25あるんですよね。それで、それを何カ月で、1回について一つの論点でやろうというふうにお考えなんですか。ですよ。

○古賀 1回のワーキングで一つのテーマを扱うことを想定しています。

○鈴木委員 8個あるということですよ。わかりました。

○原嶋委員長 あとほか、進め方についてございますか。

○作本委員 数年前に中間のガイドラインの見直しをしましたよね。そのときのやり方に似ているのかどうかということのイメージを持ったんですけども、もう一つ、今回はガイドラインの改定作業に直接結びつけなければいけないということになると、どのガイドラインの条項に当たるのかということまで、もし委員長がおっしゃられるようなことでしたら、前提に考えないとまとまりがつかなくなるんじゃないかと。自然生態系についてこう思います、ああ思います、国際標準はこうです。例えばそういう言いっ放しだったら、改定作業にまたほど遠くなってしまうんじゃないかと思うので、前提となるガイドラインの条項ですか、その検討をつけながらやったほうが効果的かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○加藤 ご指摘の点は、ワーキンググループの議論ポイントをJICAから提示する際に、ガイドラインの現行の規定はこういう記述になっているけれども、これに関係する議論というように、現行ガイドラインとの兼ね合いは明示しつつ、議論させていただきたいと思えます。

○林副委員長 先ほど村山委員がおっしゃられていたテーマの決め方というんですか、それが今は8つになっているんですけども、中には別にしっかりこないものもあるんですけども、しっかりこないのも混ざっていて、これに対して、このままワーキングがぼわっと始まってしまうと何となく別のときで言っていることと、こっちで言っていることがダブっていたりとか、そういうようなことが生じるような懸念もあって、テーマについてももう少し議論したほうが良いのかなという気が。

○原嶋委員長 それで、ちょうど今、進め方についてご意見を頂戴しましたので、パワーポイントの資料では真ん中あたりになりますけれども、8個のテーマと、それに付随して論点ございますけれども、この組み合わせを含めて自由にご発言をまずいただきたいと思えますので、順次、お願いしたいと思います。

○重田委員 今、テーマについてご意見がありましたけれども、この8つのテーマは、今の時点で

また我々委員のほうから提案すれば変更が認められるのか、その辺、ご回答いただければと思います。

○加藤 論点自体は、これまで2年をかけて委員の方々のご意見を踏まえて検討してきたものですから、大体、議論は尽くされているのかなと思っております。ただ、論点の分け方を1のものを4に変えたほうがいいのではないかと、そういったものはぜひ本日、ご議論いただいて反映できればと思います。

○原嶋委員長 確認ですけれども、論点はレビューの中で特定されているので、それを所与のものとして扱いたいということですね。あとは、組み合わせについては、今、柔軟に対応できるということですので、論点についてはいろいろなプロセスを経ておりますので、ここでおおむね所与のものとして扱って行って、確かに組み合わせについては幾つか考える余地があるかと思っておりますので、自由にご発言いただきたいと思っております。

○山岡委員 その組み合わせについての意見ですけれども、例えばテーマ1の中でも1.3、1.4というのは温室効果ガスについての検討・分析ということだと思いますし、あと、テーマ4.5でも費用便益の定量化対象ということで、一応、これも温室効果ガスも入ってくるのかなというふうに考えられます。あと、6.4も構造物の設計における気候変動の考慮ということで、これもCO₂の排出等を考慮することかなと思っております。ということで、かなり関連する論点だと思うんですが、こういうものを今のこういう分け方で進めるのは、できるのかもしれませんが、考慮する必要があるのではないかなというふうに感じました。

○原嶋委員長 1.3、4.5、6.4が具体的に上がっておりますけれども、ほかに遠慮なくご自由に発言いただきたいと思っております。

○作本委員 以前、ガイドラインを策定されたときから10年弱ぐらい経っているんですけれども、温暖化の問題への関心とか、国際動向が進んでいるということで、今回、積極的にSDGsも含めてということがあるでしょう。あともう一つ、先週、ワーキンググループがありまして、自然災害のテーマが先ほどの温暖化との絡みでいろいろ出てきているかと思うんです。今までのガイドラインの中で顔出ししていないんですけれども、自然災害を分類された6番の気候変動の対策に当たって、汚染管理というのは言葉としておかしいんですけれども、そんな中あたりに入れて、できれば自然災害に対応できる強い、そういう事業を進めていただけるような、そういう議論の場を設けていただければなというような気がいたします。

以上です。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

今は適応策も含めてという感じでよろしいんですか。

○作本委員 はい。

○重田委員 テーマ5番で、人権、ステークホルダー協議とありますけれども、多分、人権の中に入るかもしれませんが、ジェンダーへの配慮、そこは明確にこの論点の中にも含まれるのか、この論点の中にジェンダーという言葉が入っていないので、そこは入れていただくようにご考慮いただけないかと思っております。

以上です。

○原嶋委員長 どんどんまずは挙げていただいて。

○日比委員 幾つかテーマのまとめ方のご意見もあったかと思うんですけれども、質問といいますか、一つの自然生息地のところでFinancial Intermediariesも一緒になっているんですけれども、ほかはテーマのところに違う塊のテーマがあれば、併記されているんですけれども、ここは自然生息地だけがテーマとして上がっているだけけれども、論点にはFIが入っている、その意味合いがあるのかなというのを教えていただきたいというのが一つと、同じような質問なのかもしれない、1の理念と気候変動というのは、単純にその二つを並べたのか、あるいは理念と大きくかわる部分になってくるという意味で一緒にしているのか、であれば理念にかかわるテーマはほかにもあるのではないかというところで、その辺のテーマにまとめた背景を教えていただければという点と、あともう一つ、気候変動のところで特に1.2にかかわるかと思うんですが、当然、SDGsあるいは特にパリ協定の国際潮流への対応というところなんですけど、この論点自体はこれまで議論を積み上げてきたということではあるんですけれども、本来、特に気候変動あるいは環境を考えると、人為的な枠組みというよりは環境自体がどういふ変化を起こしていて、それに対してどういふ対応をしないといけないかというのが本来の筋だと思うんですけれども、それも含めてのパリ協定という国際潮流という認識でいいのかどうか。

というのは、例えばパリ協定の場合は、一応、2度上昇以内に抑えるというのが目標になっていて、1.5というのが努力目標なんですけれども、IPCCで1.5度の報告書なんかが出て、割と潮流としては1.5度以内を目指さないといけないということになっていると思うんですけれども、例えばそういうテーマというのはどういふ扱いをしていったらいいのかなという質問です。

○原嶋委員長 まず、いろいろご意見を頂戴してから、今、いただいているのは山岡委員から幾つか定量的な分析がばらばらに出ているということと、自然災害ないし適応策の問題、あと、ジェンダーの扱いについて、あと、自然生息地の7番のカテゴリズがシンプル過ぎるんじゃないかということと、あと、理念の中に気候変動を入れたということで、とりわけ気候変動を入れたことの意味合いと、ほかに何かそういった可能性があるんじゃないかということで、五つほどご意見を頂戴したんですけれども、ほかにございますでしょうか。

○村山委員 既にご意見をいただいている方向があると思いますけれども、各テーマ3~6の論点にある意味、少しまとめようとされ過ぎている気がして、論点によっては、そんなに簡単に議論が尽くせないような気もするんです、たとえ一つであっても。なので、3~6に無理やりまとめる必要はないのではないかなという気がします。

加えて、先ほど各テーマ1回というお話があったのですが、テーマによっては1回で終わらない可能性がかなりあるかなという気がして、先ほど作本委員がおっしゃった中間報告のときも、FAQという形でまとめていただいたのですが、各論点ごとに何回か、開いていただいている、1回では多分、終わらない気がします。もちろん、レビューとしてまとまっているものはあると思いますけれども、そういう意味では、1回を一つの目安にするとしても、2回以上行うという余地もぜひ残していただきたいと思います。

○原嶋委員長 今のは、まず、テーマ1に対して論点の数をあまり固定する必要はないということと、ワーキンググループを1テーマ1回ということにこだわらず柔軟にということの2点でございませうけれども、ほかはございますでしょうか。

○林副委員長 質問なんですけれども、テーマが8つになっているんですけれども、これを今のお

話でも思うんですが、分けて10にするとか、そういうことは原理的に考えられないのでしょうか。

○原嶋委員長 スケジュール感の問題ですよ、多分。もし具体的に何か分ける必要があるとか、少し具体的にご提案いただいたほうがいいかもしれません。具体的に何かを分けたほうがいいとか。

○林副委員長 例えば先ほどから出ていますけれども、理念と気候変動のところとかは、気候変動を一つ特出しとか、そういうのもあり得るでしょうし、自然生息地のところも結構揉めそうな感じもするんですけども、幾つか分割という選択肢があるのか、それとも一つのワーキングで複数回に分けてやるというのかも、どちらでも結局は同じかなと。

○原嶋委員長 今、具体的に頂戴しているのは、気候変動と理念は別に分けてしまうと9になってしまいますけれども、その可能性と、あと、自然生息地のところは3つ論点がございましてけれども、特に生息地の区分と保護区と、その後は若干性質が違ってくるので、そこを分けるかという、具体的なところではそういうことですけども、いただいておりますが、ほかにございましてでしょうか。どうぞ。

○木口委員 木口です。

こちらのテーマ以前に、レビュー調査の最終報告書でパブコメが行われていますね。そちらのほうで、パブリックコメントで出た外部の方々のご意見とか、そういうものはどのようにフィードバックを助言委員会のほうにされるご予定でしょうか。

○原嶋委員長 それはお答えいただけますか、今、お答えできる範囲で。

○加藤 パブコメについては受領しているものを取りまとめて、それに対する回答を報告書とともに公表するという予定にしております、その内容については間に合えば1月10日の次回の全体会合でご報告させていただければと思います。

○原嶋委員長 具体的に聞きますけれども、パブコメをいただいてレビューを修正したところというのはあるんですか、具体的に。ただ、答えているだけなんですか、それともパブコメをいただいて具体的にこう変えたとか、全部はないと思うんですけども、そういったところは実際にあるんですか。それとも単にいただいたことには回答するだけなんですか。どちらですか。

○加藤 まだ、報告書をファイナライズはしていない状況で、今はまずパブコメについての回答を関係部とともにつくっている状況でございまして、それがまとまると、それも踏まえて報告書において、これは報告書に追加するか、それとも回答のみでよいか、というところの判断がつくと思っております。

○原嶋委員長 それが並行して動いているわけですか。

○木口委員 報告書ができて、それを助言委員会も含めていろんなステークホルダーの方が見て、それをもとにこういう委員会で助言という流れのほうが本来のあり方かなと思うんです。予算上の制限とか、時間的な制限とか、いろいろあるのは想像するのですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○加藤 その点の配慮が十分なかった点はあるかもしれませんが、今後、それぞれの論点に関するワーキンググループは1月17日から開始されていきますので、1月10日にご報告を申し上げて、それも踏まえた助言委員の皆様のご意見も賜ることができれば、柔軟にワーキンググループのところで、そういったご意見の配慮ができるかなと思います。

○原嶋委員長 パブリックコメントは、我々に見せていただくというか、例えばワーキンググループにパブリックコメントの一覧表みたいなのが多分あると思うんですけれども、そういうのが公開される余地はないんですか。

○加藤 本日は準備できておりませんが、いただいたパブコメは全て公開する予定ですので、いずれにしろ、皆様にご提供を申し上げます。

○重田委員 1月10日のときにそのご報告はしていただけるんでしょうか、パブコメについては。

○加藤 その予定で進めたいと思います。

○重田委員 あと、今日、配付資料としてNGO側からの提言ということで、NGOの3団体のほうから提言が出ておりますけれども、これについては、今日は議論されたり、ご報告ないんでしょうか。

○原嶋委員長 後ほど時間をつくってお話を頂戴したいと思っておりますので。まだ、今、大きなところが論点のつくり方でございますけれども、今のところ、そういう形で幾つか出ておりますけれども、まとめますと、一つは1テーマ1回ということについては、少し柔軟な対応を考えていただきたいという点が1点と、あと、個別で幾つか組み合わせの余地がございますけれども、とりわけ出ているのは理念、気候変動と自然生息地のところですが、自然生息地のところは、この3つというのは私も詳しくないんですが、3つのうち3番目は該当性が違うような感じがしますけれども、その点は。

○加藤 一つ一つのワーキンググループの負荷というか、論点の多さということもあって、便宜上、FI、仲介金融機関の 이슈が自然生息地のワーキンググループに入っております。

○原嶋委員長 それかFIのほうを、数にこだわる必要は私はないと思うんですけれども、むしろ、ほかに親和性があるところというのは、私もすぐにピンとこないんですけれども、可能性としてはどこかにあるんでしょうか。

○加藤 一つあり得るのは、3番目の「審査方法」の枠組みに加えて、その一つとして議論するということではいかがでしょうか。

○原嶋委員長 むしろ、自然生息地は今日もございましたけれども、議論すべきところも多くて、そこにフォーカスしていただいて、7.3を③のほうに移すということは考えていただいてもいいんじゃないかと思うんですけれども。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋委員長 あと、気候変動についていろいろなところに出ていて、その扱いに多分、皆さんはご関心があるんでしょうけれども、たしか世銀のセーフガードも気候変動については大きく取り上げたことが特徴だったというふうに伺っておりますけれども、気候変動と理念を組み合わせたことの、極論をいえば分けるか、例えば6の6.4なんかをくっつけるとか、少しまとめるとか、その辺の可能性は。

○加藤 できますれば、1番目のくくりの「理念、気候変動」のところに、今日、挙げていただいた気候変動のその他4.5、6.4、そして、作本委員から挙げていただいた自然災害のところ等を組み入れることとし、①のテーマの中に挙げさせていただいてはいかがでしょうか。一つは「理念」の議論の一つとしてパリ協定の議論をする中で、そのまま「気候変動」の具体的なGHGの 이슈を議論するというのもございますし、また、「理念」のテーマだけでお話しすると、恐らく

皆さま方向性が大方同じで、あまり議論に時間がかからないのではないかと思いますので、そこで「気候変動」も合わせて取り扱うという形でいかがでしょうか。

○原嶋委員長 むしろ、逆に気候変動に関連する論点をテーマ1に寄せるという形ですね。今、具体的には2点、自然生息地の3番目と、あと、1番の気候変動について若干、ほかの部分から寄せてまとめるといことで少し進めて、ほかにございましたら。

○山岡委員 JICAのご意見は妥当かなと思います。ただ、4.5の環境社会配慮関連の費用分析の一部が多分、気候変動関連なので、環境社会配慮の費用分析というともっと広いところが含まれるので、これはこれで残すのかなというふうには思いますが。

○原嶋委員長 長谷川先生、いかがですか、ご専門のところ。

○長谷川委員 今のご意見もごもっともだと思いますし、ただ、切り口としては気候変動が1番材料としてはわかりやすいところがあって、そういう意味では、気候変動に、今、おっしゃった4.5も一緒にしても無理はないのかなと思いますけれども、これはわかりません。ただ、幅も広いということもあって、ただ、気候変動を一つの材料にして議論を深めるということであれば、気候変動と4.5は一緒にしても意味があるかなという気持ちはありますけれども、そこは明確には。

○山岡委員 山岡です。

今の点についてですけれども、環境社会配慮の費用便益ですと、特に費用のほうは用地とか補償のほうが大きいのかなと私は思いますし、そこは対象にされるべきだと思いますので、ここは、気候変動は切り分けたほうがいいのではないかなというふうに考えます。

○原嶋委員長 では、一応、現状のままということで、ほかになにかございますでしょうか。

ジェンダーについては、表現はともかく、いずれ5番には入るという理解で、これはよろしいですね。

○加藤 ジェンダー配慮は脆弱層の中に含まれるという理解で、5番に入るといことでよろしいかと思ます。

○原嶋委員長 これは表現として書くかどうかかなんだけれども、かなり多くの方が見ても一般的に入るだろうと、テーマとして。ということで、具体的には1番の修正と7番、組みかえと7番の組みかえということで頂戴しておりますけれども、あとは1回で済ませるか、2回で済ませるか、ここで断定的には申し上げられないので、ワーキンググループの中でご判断いただくということで、委ねざるを得ないかなというふうに思っておりますけれども。ただ、固定的に1回でおしまいということ限定しないでいただきたいというのが現状の願いでございます。

ほかはございますでしょうか。

○作本委員 作本ですが、さっきもガイドラインと対照で言った延長線上なんです、どこまでこのワーキンググループは到達点を要求されているのかという、そのあたりは示していただけのほうが言いつ放しの状態で終わらないで済むという気がするんです。何かここら辺まで議論を尽くしていただく、あるいは何か変えるならば変える、白黒だけはきちんとつけておいてくださいとか、そのあたりの到達点という言い過ぎかわかりませんが、提案すべき案にまで形成すべきだとか、そのあたりをご指示いただけるとありがたいと思ます。

○折田 先ほどご説明したとおり、明示的な到達点という表現になると難しいところがあるのですが、テーマの中に入っている論点案について、背景、考え方、プロコン、こういったものを専

門的な目で改めてご提示いただくというところや、議論を深めて包括的にしたものを諮問委員会のほうに出したいと思っております。

○作本委員 ありがとうございます。

前に例えば累積的影響とかをいろいろ議論したことがあるかと思うんですが、最後のお話が村山委員からありましたけれども、FAQに反映されたことがあります。こちらからはこう考える、こちら側は今重要ですねという考え方を示せば、あとはまた、そちらのほうで一つ形を変えるということをご希望してもいいものですか。

○折田 まさにそういった形の助言をいただければと存じます。

○作本委員 むしろ、議論を中心にやってもらうと出された提案に対して議論して例えば選ぶとか、そういう議論でよろしいですね、注意点とか。

○折田 ありがとうございます。

○原嶋委員長 改定が必要か否かというのは、到達点という感じがしないでもないですけども、考え方として、そこまで意見がまとまるかどうか、結果としてはワーキンググループの中でもまとまるかどうかはなかなか難しいので、一つの可能性としては、全員の方がそれは変えたほうがいいよという場合もあるかもしれないということですよ。

一応、幾つか論点とテーマの組み合わせと回数についての柔軟的な対応ということで、大きなコンセンサスを頂戴しているかと思っておりますけれども、ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

○小椋委員 1月17日と24日と決まっているということは、この日はたしかワーキングも午後から予定されているんですよ。時間的にはちゃんと今後もずっと、さっきの説明、すみません、私は失念していたんですけども。

○原嶋委員長 17日はワーキンググループはやらないと。17日と27日で予定されているものは、個別案件のワーキンググループは開催しないということで先ほどご説明を頂戴して。

○小椋委員 了解しました。ごめんなさい。

○原嶋委員長 ほかはございますか。

今の修正、全部、記録をとっていただいておりますので、若干の修正をお願いしておりますけれども、それとあと、共有事項ということで先ほど主語の問題を申し上げましたけれども、ここにはワーキンググループが1回とは書いていないんですよ。

○折田 ワーキンググループは、テーマごとに1回ずつと明示的に記載しているわけではありません。

○原嶋委員長 だから、共有事項上も柔軟に対応できる余地がある。日程的な制約なんかはいろいろあるけれども、可能性はあるということですよ。

○折田 おっしゃるとおりです。

○原嶋委員長 ほかはございますでしょうか。

多分、実際に主査の先生がなかなかやりにくいんじゃないかという感じがするんですけども、どうぞ。

○木口委員 今、委員長がおっしゃられたように、主査の方は議論する方と別にしないとかかなり厳しいのかなというようなことも思っております。あと、1回目の17日にちょうど当たっているので申し上げるんですが、レビュー調査のドラフトが完成するのが10日で、そこからまた、読み直

してというところかなり切り替えには厳しいなという気がしておりますが、皆様のご予定もあるとは思いますが、もう少し何か対策はとれないかと思うところですが。

○古賀 ありがとうございます。

パブコメの取り扱いについてご懸念をいただいておりますので、まず、いただいたパブリックコメントそのものはいただいたものですので、1月10日を待たずに委員の皆様と共有させていただくことは可能でございます。また、作業の進め方、こちらでもできるだけ急ぐようにいたしますので、1月10日、もしくはそれより前に公開できるのであれば、それは公開していきたいと考えております。

○原嶋委員長 パブリックコメントそのものは、返事はともかくとして頂戴して参考にさせていただきたいので、それはそれで公開していただいて、諸先生方がどう扱うかはそれぞれで結構ですけれども、差し支えなければ、それでお願いできれば。

○古賀 参考になるかと思うんですけれども、そちらはもちろん別途、JICAとして公開する予定ですので。

○原嶋委員長 では、そういうことで回数の問題とパブリックコメントの情報提供ということも補足をお願いします。どうぞ。

○錦澤委員 進め方のところをお尋ねしたいんですけれども、パブリックコメントを1回、報告書についてやって、その後、改定案みたいなものが諮問委員会を経てまとめられて、そのときにももう1回、パブリックコメントをかけるということになるのでしょうかというのが一つと、あと、包括的検討というのを年度内にやって、それで、その後、諮問委員会のほうに議論の場が移っていくということですが、諮問委員会で議論されていく段階で、最後、改定に至るまでに助言委員会というのはどういうふうな役割になるのかということをお教えいただきたいですけれども。

○折田 1点目ですが、諮問委員会のほうでパブリックコメントをとるかという点について、パブリックには何らかの形でご意見を賜うようなプロセスを必ず入れたいと考えております。それから、2点目ですが、助言委員会には包括的検討をお願いしまして、その成果・論点について諮問委員会のほうにお渡しするので、諮問委員会のほうに助言委員会から参加いただく方も当然出てくると思いますが、基本的には別の組み立てになっていくと理解してございます。

○錦澤委員 わかりました。

メンバーで、そこで相互に引き継ぎといいますか、一部、包括的検討を理解している方が入ることと、そうしますと、改定の諮問委員会が進んでからというのは、特に助言委員会のほうは関わらないと。その後に途中でドラフトが出て、そこでまた、何かコメントするとか、そういったことは考えていないと。

○折田 現在のところは、そういった形ではなくて、まさに先ほど申し上げたとおり、パブリックから意見をいただけるタイミングも設けようと思っています。従って、別途助言委員会のほうに改めてご報告させていただくというのは、プロセスとして今のところ考えていない状況でございます。

○原嶋委員長 諮問委員会まで行って、また、こっちに戻るとするのは順番としてはおかしいよね。それから、私どもというか、助言委員会の役割としてはそこまでですよ。あとはまた、パブリックとか、ステークホルダーとしてのご意見は当然、個々の先生方はあると思いますけれど

も、特に諮問委員会では多分、改定の必要の有無とか、改定する内容という具体的なところが議論になると思いますということですね。

それで、今、いただいておりますので、日程的にきついこともあるかと思いますが、具体的に4つだか、5つか、日程が上がっていて、それにどのテーマをはめるかということは、先ほどはそこまではなかったですね。一応、順番にという感じのニュアンスではあったけれども、具体的にはなかったんですけれども、具体的に何日にこれをやる予定で、誰が参加希望かというある種の応募というか、それはメールでやるのでしょうか。あまり合わないと変えようとか、先ほど出ていましたけれども、そういう余地もあると思うんですが、最初のスケジュール原案をどこかで出していたかかないと手も挙がらないというふうな感じがする。

○古賀 ありがとうございます。

スケジュール原案は、今週もしくは来週には別途、メールでご連絡させていただきたいと思っております。その中で日程の調整の余地も残した上でさせていただこうと思います。

○原嶋委員長 あるいは逆にテーマをもう一回直していただいて、それに参加したい人に手を挙げていただいて、それで逆に日程を決めるという方法もあるかもしれませんけれども。

○古賀 こちら側の場所ですとか、JICA側の人間の都合もありますので、ある程度、日程は決まってくるけれども、どのテーマをどの日にやるかというのは、日程の中でどの日にどのテーマを当てはめるかというのはある程度、余地があると思いますので、そこは手を挙げていただいた方々も見ながら。

○原嶋委員長 テーマに原嶋は1と4と5がいいとか、例えばそういうふうに書いていただいて、それを全部合わせると出ますよね。逆に、それをもとに組み合わせを変えていくという、そこまではいいですか。そこまでやらなくても大丈夫ですか。そうすると、日程は組み合わせがよくなると思いますけれども。

○加藤 では、ワーキンググループの日程と、この日にこのテーマを取り上げたいという候補をあわせて挙げさせていただいて、助言委員の皆様から、そこに参加されたいけれども、出られないという意向表明もあわせてしていただきますと、それを踏まえてほかのテーマと入れ替えができるかというような点を考慮してまいりたいと思います。

○原嶋委員長 では、それでよろしいでしょうか。

○重田委員 大体、月曜日と金曜日に設定していただけるのでしょうか。

○加藤 そういう予定でございます。

○原嶋委員長 まず、頂戴した若干の修正と、それに日程の当てはめと全体の応募というのか、オファーをいただく段取りをお願いします。あわせてパブリックコメントの情報公開をお願いするということよろしいでしょうか。

ほかはございますでしょうか。どうぞ。

○作本委員 本当に小さいことなんですが、この時期、皆さん方、大学の先生方はテストの時期とちょうど重なるじゃないですか、採点とか。そういう意味で、17日と27日、このあたりは山場かと思うんですが、そういう調整はむしろ今の段階で、次回、次々回ぐらいになりますので、ご希望があれば。

○重田委員 テーマが決まらないと、なかなか、希望も出せないですよ。テーマを出していた

だいてからのほうがいいと思う。

○原嶋委員長 おっしゃるとおりで、どっちが先か難しい。今のコンセンサスとしては、まず、テーマと大枠の日程の原案をいただいてから、それに寄っていくという形でよろしいでしょうか。

ということで、ほか、本当に広くご発言いただければと思いますけれども、それでは、特によろしいですかね。事務局のほうからもよろしいでしょうか。

それでは、今の形で繰り返しになりますけれども、若干のテーマと論点の組み合わせの変更と、ワーキンググループの回数については1回を原則的にはするけれども、柔軟に対応するというのと、パブリックコメントの情報公開ということと、あと、具体的なテーマ、日程案をまずご提案いただいて、それに我々が合わせて、また、調整するという段取りを始めていただくということでもよろしく願い申し上げます。まずは、やってみないとわからないところがあるかと思えますけれども、よろしく願い申し上げます。

あと、先ほど重田委員からございました、これは木口委員から頂戴したという形になるのか、これについて一言だけ、これは手続とか論点とはとりあえず別ですけれども、ご意見ということで差し支えなければ、簡単なご紹介だけいただいてもいいですか。

○木口委員 ありがとうございます。

お時間のこともありますので短目に、今まで「環境・持続社会」研究センター、田辺委員が所属しているところですが、それから、FoEジャパン、メコン・ウォッチの3団体のガイドラインの改定とか、いろいろな形で長らくJICA、JBICの環境社会論について活動してきた団体で、これまでの経験を踏まえてまとめさせていただいたものです。

パブリックコメントと同時に出资せていただいたんですが、これはレビュー調整のパブリックコメントではなく、私どもからの提言ということでご理解いただければと思います。特に助言委員会の皆様もご関心があるテーマ化と思いますので、お時間をいただいて事務局のほうから、こちら配付していただいております。ご協力をどうもありがとうございます。

基本的に今まで私どもが活動してきて、現地から上がってきた問題ですとか、私どもは特に影響住民の方々の状況を改善するという目的の上で、障害といいますか、改善が必要だと考えている点というのをまとめて挙げさせていただいております。移転住民に対する対応ですとか、情報公開が私どもにとって不十分だと思われる点、JICAさんのステークホルダーに対する対応の改善をお願いするというような論点でございます。

○原嶋委員長 いずれにせよ、こういう形でいろいろご意見は多分、ステークホルダーの皆様から頂戴しておりますので、また、そういったものを私どもにも頂戴すれば、それをどう扱うかはそれぞれ先生方のお考えでしょうけれども、いずれにしろ、情報公開ということでぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかはございますでしょうか。進め方と論点、テーマということで時間を要してしまっても大変恐縮でございますけれども、確認したいことがございましたら、遠慮なくご発言いただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、その他のガイドラインの包括的な検討については、ここで締めくくりとさせていただきます。6番目の今後の会合スケジュールということで、事務局、お願いします。

○小島 改めまして小島です。

次回は109回目、年明け1月10日金曜日、2時からJICA本部ということになります。この同じ部屋を予定しております。つけ加えると、5時45分から懇親会を予定しております。詳細につきましては、また、改めてメールで連絡いたしますので、よろしくお願ひしますというところです。

以上です。

○原嶋委員長 では、ほかに全体にわたりまして何かご発言がございましたら、遠慮なく頂戴したいと思いますけれども、年内は全体会合は最後。本当におつかれさまです、どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。それでは、特になければ、これで本会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時12分閉会